

第 5743 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月29日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ◇ リビングニーズを活用した相続対策プラン

**Q**:リビングニーズ特約を付けておくと相続対策になると聞きましたが、どういうことですか?

**A**: 次のような効果があります。

### 【解説】

リビングニーズ特約とは、医師から余命6カ月の宣告を受けた時に、契約している死亡保険金の一部を生前に受け取れるというものです。受け取れる金額の上限は3千万円で、必要な金額だけを請求することができます。一度請求しますと、それ以後、その生命保険契約ではリビングニーズ特約が使えなくなります。

リビングニーズで受け取った保険金は非課税となります。そんなことから、一般的には上限一杯請求されることが多いようですが、生存中にこのお金が使い切れず、残ってしまった場合は、そのお金は相続財産として相続税の対象となってしまいますので、こうした場合は、たとえば3千万円の保険に入るのなら、1千万円の保険に3口入り、一口ずつ必要に応じてリビングニーズを請求するということをしますと、この特約で使い残したお金が相続財産になってしまうというデメリットを解消することができます。

また、この場合、たとえば5千万円の生命保険に加入して3千万円をリビングニーズで請求したというときは、その後、差額の2千万円に対する保険料を支払うこととなりますが、亡くなった時の死亡保険金は「5百万円×相続人の数」が非課税となります。

